



(事務連絡)

令和3年3月1日

公益社団法人 長野県建築士会ながの支部 様

長野市建設部建築指導課長

### 屋根の強風対策の推進について

平素より長野市の建築行政に対しご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

建築物に関する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進を目的とした建築物防災週間（令和2年度春季）が、令和3年3月1日から令和3年3月7日まで実施されます。

さて、近年の台風被害を踏まえて、令和2年12月7日に建築基準法の告示基準（昭和46年建設省告示第109号）が改正され、「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に準拠した「ガイドライン工法」が建築基準法の告示基準に位置付けられることとなりました。令和4年1月1日より、新築時の全ての建築物の屋根瓦を緊結する必要があります。

既存建築物につきましても、屋根の耐風性能が十分でないおそれのある建築物は強風により周囲に被害を及ぼすおそれがあるため、新たな告示基準に適合したものとなるよう強風対策について措置を講じることが有効です。

つきましては、告示改正及び既存建築物の強風対策について、貴会員への周知等ご協力をお願いいたします。

なお、同封したパンフレット及び啓発動画につきましては、国土交通省及び（一社）日本建築防災協会のホームページからご覧いただけます（パンフレットには既存建築物に対する補助制度について記載がありますが、本市において当該補助制度はありません）。

#### 問い合わせ先

長野市建設部建築指導課

指導担当・審査担当

TEL 026-224-5076・224-5048